

**平成 29 年**  
**公認会計士論文式試験**  
**【解答速報】**  
**租 税 法**  
**第 1 問・第 2 問**

本解答は平成 29 年 9 月 4 日 10 時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成・提供しており、試験機関による本試験結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

## 第1問 答案用紙<1> (租 税 法)

### 問題 1

#### 問 1

A社は、資本金1億円超の内国普通法人であり、法人税法第52条第1項各号に該当しないため、貸倒れによる損失の見込み額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額は、損金の額に算入されない。

#### 問 2

B社のA社に対する現物分配は、現物分配直前においてB社とA社に完全支配関係があるため、法人税法第2条第十二号の十五の適格現物分配となる。したがって、B社がA社に対して配当したC社株式については、同法第62条の5第3項により移転したC社株式の当該適格現物分配の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、B社の所得の金額を計算する。

#### 問 3

B社からA社への資産等の移転は、A社とB社が完全支配関係にあり、無対価合併に該当するため、法人税法第2条第十二号の八イにより適格合併となる。したがって、同法第62条の2第1項により、B社がA社に移転した資産等は、平成27事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、B社の所得の金額を計算する。

#### 問 4

Pが納税管理人の届出をしないで国外転出をした日以後に平成28年分の所得税の確定申告書を提出する場合には、所有していた有価証券たる上場株式について、所得税法第60条の2第1項第一号により国外転出の時に時価3億円で譲渡があったものとみなす。

## 第1問 **問題1** **問1** について

平成29年1月1日現在の法令において、期末資本金の額が1億円を超える一定の法人については、貸倒引当金の損金算入は認められていない（法人税法第52条第1項各号）。

ただし、平成26事業年度においては、「平成23年12月2日 改正法附則第13条第1項」により、貸倒引当金の効力が生じ、繰入限度額の4分の1に相当する金額の損金算入が認められていた。しかし、公認会計士試験で配付された法令基準集にはこの改正法附則が掲載されていないため、経過措置に基づく解答は実質不可能である。したがって、現行法令に基づく取扱いを解答としている。

### <参考>

平成23年12月2日 改正法附則第13条第1項（貸倒引当金に関する経過措置）

法人の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項及び第三項において「経過措置事業年度」という。）の所得の金額の計算については、第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第五十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の一に相当する金額」とする。

第1問 答案用紙<2>  
(租税法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	法人税法上の軽減税率の適用はない。B社は、資本金5億円以上であるA社と完全支配関係があるため、所得の金額900万円全額が基本税率により課税される。 法人税法第66条第6項第二号
②	○	法人税法第2条第十二号の十八口
③	×	Pが受領した退職金は総所得金額に含まれず、別個の課税標準である退職所得金額となる。 所得税法第22条
④	×	平成28年中に医療費として支払った80万円から10万円を控除した70万円を医療費控除額として平成28年分の総所得金額から控除することができる。 所得税法第73条第1項
⑤	○	消費税法第2条第1項第八号及び第八号の三、同法第4条第1項及び第3項第三号、同法第5条第1項

## 第2問 答案用紙<1> (租税法)

### 問題 1

### 問 1

(単位：円)

当期純利益の金額

.....

加算すべき金額

減算すべき金額

(租税公課についての申告調整)

#### 2. 租税公課に関する事項

(1)について

, ,

22,500,000

(2)について

, ,

,172,000

(3)について

103,400,000

, ,

(4)について

128,037,000

, ,

(5)について

1,200,000

, ,

(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)

#### 3. 前期分の修正申告に関する事項

(1)について

, ,

3,450,000

(2)について

, ,

,480,000

(3)について

, , 0

, ,

(受取配当等についての申告調整)

A社株式の剰余金の配当

, ,

4,900,000

B社株式の剰余金の配当

, ,

,300,000

(所得税額の控除についての申告調整)

剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税

1,251,031

, ,

社債の利子及び預金の利子に係る  
所得税・復興特別所得税

,208,896

, ,

(減価償却についての申告調整)

機械装置D

,225,000

, ,

器具備品E

, ,

,55,250

建物附属設備F

,174,625

, ,

一括償却資産

,370,000

, ,

第2問 答案用紙<2>  
(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(引当金についての申告調整)		
賞与引当金	5,000,000	,
貸倒引当金	,	3,000,000
(有価証券の期末評価についての申告調整)		
H社株式	,	1,300,000
C社社債	,100,000	,
(役員給与についての申告調整)		
8. 役員給与に関する事項		
(1)について	,	,
(2)について	2,500,000	,
(資産の廃棄についての申告調整)		
製品J	4,500,000	,
機械装置K	3,600,000	,
(その他の申告調整)	.....	.....
(法人税額の計算)		
所得金額	746,000,000	
法人税額	174,564,000	
所得税額及び復興特別所得税額の控除額	1,459,927	
中間申告法人税額	.....	
納付すべき法人税額	.....	

第2問 答案用紙<3>  
(租税法)

問2

(A社における申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
・平成29年3月期		
(1)について	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="120,000,000"/>
(2)について	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="4,000,000"/>
・平成30年3月期		
(3)について	<input type="text" value="140,000,000"/>	<input type="text" value=""/>

問3

(単位：円)

第7期における欠損金の控除額	<input type="text" value="5,000,000"/>
第8期に繰り越す欠損金額	<input type="text" value="7,000,000"/>

## 第2問 答案用紙<4> (租税法)

### 問題 2

(単位：円)

[問] 1. 乙の合計所得金額について

雑所得の金額(公的年金等に係る部分)

, 440,000

雑所得の金額(公的年金等以外の部分)

XXX,XXX,XXX

雑所得の金額(合計所得金額)

, 360,000

[問] 2. 甲の確定申告について

(1) 所得金額の計算

(総合課税)

給与所得の金額

5,448,012

事業所得

総収入金額

3,400,000

必要経費の額

XXX,XXX,XXX

青色申告特別控除

XXX,XXX,XXX

事業所得の金額

1,200,000

配当所得の金額

12,530,000

一時所得の金額

1,500,000

(分離課税)

上場株式等に係る譲渡所得の金額

, 600,000

一般株式等に係る譲渡所得の金額

△, 500,000

(2) 所得控除の計算

寄附金控除

, 48,000

扶養控除

, 760,000

その他控除

.....



第2問 答案用紙<5>  
(租 税 法)

(3) 課税所得金額の計算

課税総所得金額 17,000,000

上場株式等に係る課税譲渡所得の金額及び  
一般株式等に係る課税譲渡所得の金額の合計額 , 600,000

(4) 税額計算

課税総所得金額に対する所得税額 4,074,000

上場株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する所得税額及び  
一般株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する所得税額の合計額 , 90,000

(5) 税額控除

配当控除 , 873,000

## 第2問 答案用紙<6> (租税法)

### 問題 3

#### 問 1

(単位：円)

[問] 1. 課税売上割合の計算

(1) 課税売上額(免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。)	2,360,000,000
(2) 免税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)	,735,500,000
(3) 非課税資産の輸出等の金額	,500,000
(4) 非課税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)	,27,000,000
(5) 課税売上割合の計算式の分子の額	3,096,000,000
(6) 課税売上割合の計算式の分母の額	3,123,000,000

[問] 2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 にのみ要するもの	,121,252,950
(2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等 にのみ要するもの	,1,260
(3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	,12,703,950

[問] 3. 課税標準額に対する消費税額

,148,680,000

[問] 4. 納付すべき消費税額の計算

(1) 控除対象仕入税額	,133,702,821
(2) 貸倒れに係る税額	,472,500
(3) 中間納付額(前課税期間の実績によっている。)	,9,450,000
(4) 納付すべき消費税額	.....

#### 問 2

(単位：円)

[問] 1. 平成26年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額

,441,000

[問] 2. 平成27年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額

△,94,500